

平成22年(ワ)第1463号 発生土処分場建設事業差止請求事件

原告 北川湿地外11名

被告 京浜急行電鉄株式会社

## 原告ら準備書面(2)

平成22年10月28日

横浜地方裁判所第7民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩 橋 宣 隆

同 宮 澤 廣 幸

同 竹 森 裕 子

同 小 倉 孝 之

同 畑 中 隆 爾

同 吉 澤 幸 次 郎

同 嶋 貫 賢 男

同 花 澤 俊 之

同訴訟復代理人弁護士 希 代 竜 彦

同 高 城 昌 広

同 佐 藤 穂 貴

## 第1 被告第1準備書面に対する認否

### 1 第1について

- (1) 同1は、神奈川県環境影響評価条例が存在し、その手続の流れがホームページに記されていることは認めるが、被告が、本件事業計画に当たり、同条例に基づく環境影響評価手続を実施し、環境への適切な配慮を行っているとの主張は、否認して争う。
- (2) 同2は、本件事業に関する環境影響評価手続の状況が神奈川県のホームページに記されていることは認めるが、記されている内容が実際の状況かどうかについては不知。

### 2 第2について

- (1) 同1は、否認して争う。
- (2) 同2は、否認して争う。
- (3) 同3は、否認して争う。
- (4) 同4は、否認して争う。
- (5) 同5は、否認して争う。
- (6) 同6は、否認して争う。
- (7) 同7は、審査意見書における指摘事項の存在は認めるが、これに対する事業者（被告）の対応については否認して争う。

### 3 第3について

- (1) 同1は、否認して争う。
- (2) 同2は、審査書における指摘事項の存在は認めるが、これに対する事業者（被告）の対応については否認して争う。

### 4 第4について

否認して争う。

## 第2 被告第2準備書面に対する認否

### 1 第1について

被告が環境影響予測評価書の概要（乙9）を作成したことは認めるが、事実関係については否認ないし不知、評価については争う。

## 2 第2について

(1) 第1段落は、否認して争う。

(2) 同1のうち、環境基本法に基づく浮遊粒子状物質の環境基準が日平均値0.10mg/m<sup>3</sup>以下であること、同法に基づく二酸化窒素の環境基準が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること、二酸化窒素に関する神奈川県目標値が年平均0.02ppm以下であること、及び、神奈川県生活環境の保全に関する条例施行規則の内容は認めるが、その余は否認ないし不知。

(3) 同2のうち、騒音規制法に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準、環境基本法の道路に面する地域の騒音に係る環境基準、環境基本法第16条に基づく騒音に係る環境基準及び騒音規制法17条1項に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令等の内容については認めるが、その余は否認ないし不知。

(4) 同3のうち、一般的に人が振動を感じ始めるとされる値が55dBであること、振動規制法に基づく第一種区域の道路交通振動の要請限度が昼間で65dB以下であることは認めるが、その余は否認ないし不知。

(5) 同4のうち、小網代地区の緑地が保全区域として決定していることは認めるが、その余は否認ないし不知。

(6) 同5は否認ないし不知。

(7) 同6は不知。

## 3 第3について

(1) 同1は、争う。後で詳述するとおり、原告北川湿地には本件における当事者能力が認められるため、その訴えは適法である。

(2) 同2(1)については、争う。第3の第8項で詳述するとおり、原告三浦・

三戸自然環境保全連絡会（以下、「原告連絡会」という。）は、いわゆる権利能力なき社団であり、民事訴訟法第29条にいう「法人でない社団」に該当する。よってその訴えは適法である。

- (3) 同2（2）および（3）については、否認して争う。理由は第3の第9項以下に詳述する。
- (4) 同3（1）については、認める。
- (5) 同3（2）については、否認する。
- (6) 同3（3）については、否認して争う。
- (7) 同3（4）については、否認する。
- (8) 同3（5）については、争う。

### 第3 原告の主張

#### 1 はじめに

今日、生物多様性は、それ自体法律上保護される利益である。原告北川湿地は、三浦半島の谷戸に残された、多数の絶滅危惧種や希少種を含む豊饒な生物多様性を具現化している生態系である。その意味で、原告北川湿地にとって、生物多様性とは、自己の存在そのものといえるほど、極めて重要な要素となっている。このような貴重な性質を有する原告北川湿地を発生土処分場とすることは、原告北川湿地の生態系を破壊し、その重要な要素である生物多様性を失わせることになるのであって、それは即ち、「北川湿地」という多種多様な生命の貴重な集合体という存在自体を消滅させる行為に外ならないのである。よって、原告北川湿地は、自己が有する法律上の利益を保全すべく、裁判所に対し自己の権利保護を訴える権利を有する。

原告連絡会は、北川湿地の保全を目的とし、同湿地を含む三浦市三戸地区の自然環境の調査研究を行ない、その重要性の周知を行なう団体であり、権利能力なき社団である。原告連絡会はその活動を通じ、北川湿地に保全上重要な生物種が生息することを公表し（甲第4、5号証）、また、北川湿地の生物

多様性の豊かさを多くの人に周知し、将来に渡り保全させることの意義をエコパーク構想によって説いている（甲第6号証）。このような環境保全、調査研究活動を行う権利は、原告連絡会にとって、まさに法律上保護されるべきものである。

また、原告連絡会は、生態系そのものである原告北川湿地の代弁者として、本訴訟を進行する後見人としての立場も有している。すなわち、原告北川湿地は生態系そのものであるため、司法手続において自らが生存し続けるために直接主張を行なう訴訟能力を有していない。そのため、原告北川湿地の権利を実現すべく、原告北川湿地の利益の代弁者である原告連絡会が、その後見人として原告北川湿地のために訴訟進行するのである。

本件訴訟の原告らが保護を求める北川湿地の生物多様性とは、原告北川湿地にとっては存在そのものであり、原告連絡会にとっては存在意義であり、原告住民らにとっては生存の基盤である。よって、北川湿地を破壊することは、原告らの重要な基本的人権である生存権等を侵害する行為となる。そして、このような生存権等が侵害されるおそれが生じた場合には、原告らとしては、自己の権利を守るべく、その侵害行為を防止しなければならない。従って、原告らは、本件事業の差し止めを求めるものである。

以下、上記主張の根拠および内容を詳述する。

## 2 生物多様性の重要性

### (1) 生物多様性とは

生物多様性とは、「地球上の生命体に様々な違いがあること」であり、地球上に存在する自然の豊かさを表す言葉である。すなわち、単に動植物の種類の数だけでなく、生物の長い歴史と相互のつながりをも意味する言葉であり、種、遺伝子、生態系の3つの多様性をすべて包括する言葉とされる。我が国では平成20年6月に生物多様性基本法が制定されたが（詳

細は後述)、同法第2条第1項は生物多様性を「様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することをいう」と定義している。

種の多様性とは、様々な生物種が存在することである。地球上には、科学的に明らかにされている生物種が約175万種、未知のものも含めると500万～3000万種存在すると言われている。

生態系の多様性とは、種の生息環境が多様であることである。自然界においては、それぞれの種は互いに相互関係をもった集団をつくっている。これを「生物群集」という。その生物群集とそれを取り巻く物理的な環境の全体を「生態系」という。生態系とは、言い換えると、生物と非生物的要素が作り出す系であり、それらが有機的な関係を保つことにより構成された自然システムを意味する。たとえば、海、湖沼、湿地、森、草原など生息地の環境の違いによって生物種の構成は異なる。生態系の多様性とは、そうした生息地ごとの自然システムが多様であることとも言える。

遺伝子の多様性とは、同一種であっても種内の個体群や遺伝子が異なっていることである。「種は、形や細胞、内分泌、代謝機能が異なるかどうか、加えてDNAの塩基配列の違いに基づいても区別され、さらに生物の個体間の交配が可能かどうかに基づいても区別され、この2つが統合されて分類される。交配によって子孫を残すことができる同じ種の集まりを「個体群」といい、種は一個体あるいはそれ以上の個体群からなっている。個体群に属するそれぞれの個体は遺伝的に異なっている。そして、その遺伝的変異は各個体がわずかに異なる遺伝子を持っていることから生じる。つまり、遺伝子の多様性とは、おのおのの種に内在する遺伝的変異のことをいう。現在、地球上には、数千万種類の種が存在するが、これは地球の45億年のなかで突然変異により進化してきたものである。この進化に重要な役割を果たしてきたものが遺伝子の多様性である」(「サステナビリティと

本質的 CSR」 拓殖大学政経学部編・三和書籍。187 頁)。

たとえば、日本のゲンジボタルには東日本型と西日本型が存在する。東日本のゲンジボタルは発光間隔が約 4 秒なのに対し、西日本のゲンジボタルは発光間隔が 2 秒であるという。その棲み分けはフォッサマグナの西縁をなしている「糸魚川～静岡構造線」であると言われており、その境界付近である新潟、長野、静岡には発光間隔が約 3 秒のゲンジボタルが生息するとの報告がある。このような地域による変異は、種内の遺伝子の多様性の例であり、同様の例は、メダカにもみることができる。日本のメダカは生息域によって 10 以上の地方型が存在することが確認されている。

そして、重要なことは、種も遺伝子も生態系もそれぞれが相互作用しながら存在するということである。したがって、特定の種や遺伝子を保存しようとするならば、その種や遺伝子がかかわる個体群や生物群集、生態系の保全を考慮せずして、その保全はあり得ない。

## (2) 生物多様性の価値および重要性

生物多様性の価値および重要性は、いくつかの観点から捉えられる。たとえば論理的、倫理的側面からの指摘として、人間を含めた現在の多様な生物の根源は同一の単体であり、そこから派生した多様な生物種を一つの種である人間が絶滅に追いやることは、間接的な自己否定であり、そのような行為を続けることはできないという考えがある。

他方、地球上の生物多様性が人間に供給する恵みを、生態系サービス (Ecosystem Service) という経済的価値として捉える考えもある。これは国連ミレニアム生態系評価 (Millennium Ecosystem Assessment) (通称 MA) が提唱したもので、大別すると、①基盤サービス (栄養塩の循環、土壌形成等)、②供給サービス (食料、淡水、燃料等)、③調整サービス (気候調整、水の浄化等)、④文化サービス (審美的、精神的、レクリエーション的等) からなる。人間の生存は、これらのサービスの供給に依存しており、生物多様

性は各種サービスの前提となるとされている。

### (3) 生物多様性の危機

種の絶滅は、人間が存在しなかった時代にも生じていた。現代は「第6の大量絶滅時代」の最中にあるといわれるが、その問題は、人間の行為が原因となって種の絶滅のスピードが不自然に速まっていることにある。現在は年間約4万種が絶滅していると推測されるが、これは地球がかつて経験した絶滅速度の約1000倍である。このような速さで種の絶滅が進むと、生物の種の分化ができなくなるおそれがあるといわれる。

### (4) 我が国の生物多様性

日本列島には、約5600種類の維管束植物（水や養分を植物全体に行き渡らせ、植物体を強固に支える役目をするパイプ状の組織である維管束を持つ植物。シダ植物と種子植物がこれに属する。）が自生し、うち35%にあたる1950種が固有種であるとされる。このような固有種の多さゆえに、日本列島は生物多様性を保全するうえで重要な地域である「ホットスポット」の一つに数えられている。国際環境NGOのコンサベーション・インターナショナルによれば、地球上の34のホットスポットの総面積は陸地の総面積の2.3%に過ぎないが、地球上の維管束植物の全種類の50%以上がこの狭い範囲のみに分布し、絶滅が危惧されている哺乳類や鳥類、両生類の75%が生息しているとされる。

## 3 自然の権利とは

- (1) 自然の権利とは、自然物自体が有する法的権利および訴訟適格のことである。
- (2) この概念の起源は、19世紀の米国における開拓に対する自然支配の反動としての自然環境保存の議論に遡る。その後、森林管理官であり生態学者であったアルド・レオポルドは、その論文集『砂の国の暦』を1947年



に刊行し、その最終章「土地倫理(land ethic)」において、人間、自然、生物全体は「生命共同体」を構成している故に自然全体を保護管理すべきだと説いた。さらに、南カリフォルニア大学法哲学教授の C・D・ストーンは、1972年に発表した論文「樹木の当事者適格—自然物の法的適格について」で、法的権利の対象は社会の進化とともに進展するとして、自然物への権利の拡大はこうした一連の変化の延長線上に位置づけられるものであるとして、自然の権利を体系化した。

その理論を受けてなされた著名な判断が、シエラクラブ対モートン訴訟(405 U.S.727[1972])における W・O・ダグラス判事の意見である。米国の鳥獣保護区に指定されていたミネラル・キング溪谷におけるウォルト・ディズニー社の開発計画に対し環境保護団体のシエラクラブが提起した訴訟で、ダグラス判事はこの裁判を、ミネラル・キング(溪谷)対モートン訴訟と呼ぶのがふさわしいと述べ、シエラクラブは溪谷の代弁者として訴訟を進行しようとした。自然物自身がその保存を求めて訴訟を提起する当事者能力があることを認めたのである。

(3) 現在、自然の権利は、米国において、絶滅危惧種保護法(Endangered Species Act, “ESA”)、国家歴史保存法(National Historic Preservation Act, “NHPA”)などに、明文化されている(市民訴訟条項)。自然物を訴訟当事者とした裁判例は多数ある。ハワイ島に生息する絶滅危惧種であるパリラ鳥が原告として勝訴した1979年の判決や、沖縄の普天間基地の代替施設を名護市辺野古沖に建設しようとする計画につき、辺野古沖に生息する沖縄のジュゴンが当時の国防相を訴えた沖縄ジュゴン対ラムズフェルド事件もその例である。ちなみに、当該事件では沖縄ジュゴンの当事者適格が認められ、勝訴的な判断を得た(2005年(平成17年)3月2日カリフォルニア北部地区連邦地方裁判所)。

(4) 我が国においては、アマミノクロウサギ訴訟(鹿児島地判平成13年1月

22日)、オオヒシクイ訴訟(水戸地判平成8年2月20日、東京高判平成8年4月23日)等が「自然の権利訴訟」の例である。従前のこれらの訴訟においては、自然物原告の当事者能力は認められず訴えは却下された。しかしながら、以下述べる通り、生物多様性に関連する法規範は近年、目覚ましく伸長している。したがって自然物の当事者能力を従前と同様に解することはできない。

#### 4 生物多様性条約 ～生物多様性の権利性①

- (1) 平成4年、リオデジャネイロで開催された国連の地球サミットで、生物多様性条約が採択された。我が国は平成4年6月に署名、平成5年5月に同条約を締結し、同年12月に条約は発効した。現在、世界の192か国とEUが同条約を締結している。平成22年10月には、第10回締約国会議が名古屋で開催されたばかりである。
- (2) 同条約の目的の一つは生物多様性の保全である。そして条約第6条は、「締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家戦略を作成する。」と規定している。そこで我が国では、平成7年10月に生物多様性国家戦略、平成14年3月に新・生物多様性国家戦略が決定され、平成19年11月には第三次生物多様性国家戦略が閣議決定された。平成22年3月には、生物多様性国家戦略2010が閣議決定された。

#### 5 「生物多様性」の利益の浸透 ～生物多様性の権利性②

##### (1) 目的規定への挿入

前項の条約締結後、我が国では既存の法律に関しても「生物多様性の確保」がその法目的へと挿入された。自然公園法には、平成14年の改正の際に、まず国や地方公共団体の責務として生物多様性の確保が加えられた(第3条第2項)。そして平成21年の改正により、「生物多様性の確保」

という文言が目的規定に挿入された（第1条）。

鳥獣保護法には、平成14年の改正で、目的規定への生物多様性の確保が加えられた（第1条）。

## （2）生態系の維持、回復

自然公園法の平成21年の改正では、「生態系維持回復事業」の制度が設けられた（第38条以下）。この制度により、生物多様性の劣化を防止するために、都道府県等が保全事業を行なう仕組みが導入された。

同様の仕組みは、鳥獣保護法にも平成18年の改正で創設されている（第28条の2）。

## （3）公害規制法への影響

水質汚濁防止法には、平成15年の改正で、水生生物保全の観点から、生活環境の保全に関する環境基準に全亜鉛が追加された。そして平成16年、亜鉛の水質環境基準の超過が全国的に見られたことから、亜鉛の排出基準が強化・改正された（第12条第1項、第31条）。つまり、生物の保全が「維持されることが望ましい基準」である環境基準（環境基本法第16条）から、遵守しなければ罰則等の制裁が科せられる強制的な許容基準へと変化した。

このように、既存の自然保護関連法規や公害規制法に顕著なこととして、「生物多様性」という利益をその保護対象として法体系の中に組み込む改正が相次いでいることが挙げられる。

## 6 生物多様性基本法 ～生物多様性の権利性③

### （1）経緯、目的

平成20年6月、生物多様性基本法が施行された。同法は、生物多様性、すなわち「生きものが持つ個性とつながり」がもたらす恵みを将来にわたり享受し、野生生物とその生息環境、及び生態系のつながりも含めて保全

することを目的とした、我が国はじめての包括的な法律である。

## (2) 基本原則

基本原則においては、生物多様性の「保全」と「持続可能な利用」をバランスよく推進することが謳われている。すなわち、「保全」とは、野生生物の種の保全等が図られるとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じ保全すべきと明記されている（第3条第1項）。

「持続可能な利用」とは、生物多様性に及ぼす影響が回避されまたは最小となるよう、国土および自然資源を持続可能な方法で利用すべきとある（第3条第2項）。さらに予防的な取組みや事後調査、順応的取組みの重要性（第3条第3項）、長期的視点からの保全、再生（第3条第4項）などについても列記されている。

## (3) 生物多様性戦略

同法は、国に対し、生物多様性国家戦略を策定すべき義務を課している（後述）。また、地方自治体に対しても地方版戦略を策定する努力義務を規定している。

## (4) 基本的施策（第14条以下）

上記の方針に基づき、個々の基本的施策として、次が設けられている。

まず、保全に重点を置いた施策としては、以下のものが挙げられる。

- ①地域の生物多様性の保全
- ②野生生物の種の多様性の保全等
- ③外来生物等による被害の防止

つぎに、持続可能な利用に重点を置いた施策としては、以下のものがある。

- ④国土及び自然資源の適切な利用等の推進
- ⑤遺伝子など生物資源の適正な利用の推進
- ⑥生物多様性に配慮した事業活動の促進

そして、共通する施策は、以下のとおりである。

- ⑦地球温暖化の防止等に資する施策の推進
- ⑧多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動の促進
- ⑨基礎的な調査等の推進
- ⑩試験研究の充実など科学技術の振興
- ⑪教育、人材育成など国民の理解の増進
- ⑫事業計画の立案段階等での環境影響評価の推進
- ⑬国際的な連携の確保及び国際協力の推進

(5) 各主体の役割（第4条ないし第7条）

各主体の役割は、以下のとおり、本法に基づき策定された生物多様性国家戦略2010の前文「各主体の役割」で詳細に説明されている。

①事業者

企業など事業者には、生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・販売のほか、保有している土地や工場・事業場の敷地での豊かな生物多様性の保全、投資や融資を通じた生物多様性の保全への配慮、生物多様性の保全に関する情報開示などが期待されている。また、社会貢献活動としての国内外における森林や里山などでの生物多様性の保全への貢献や、企業・公益法人の基金による生物多様性の保全を目的に活動するNGOへの支援も企業など事業者に期待される重要な役割となっている。

②NGO等民間団体

NGOなど民間団体には、それぞれの地域に固有の生物多様性を保全するためのさまざまな活動の実践や、広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりが期待されている。また、それぞれが有する専門的な知見や経験を活かし、行政機関や企業、博物館などを含む教育機関と連携してその取組を支援、促進することも期待されている。さらに、これらの活動を通して、地域の幅広い層を対象とした生物多様性に関する体験学習の機会を広く提供する役割も期待されている。

### ③国民

国民は、生物多様性の保全と持続可能な利用が日常の暮らしと密接な関わりがあることを認識して節度を持って行動するとともに、自然とふれあい、自然を体験することで豊かな生物多様性を実感することが重要であり、また、生物多様性の保全活動や市民参加で行われる調査への参加とともに、消費者として、適切な商品の選択と購入などを通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用に貢献することが期待されている。さらに、国民ひとりひとりが生物多様性の保全活動に理解を示し、例えば、募金や寄付を通してそうした活動を支援することも大切である。このほか、地域住民として、あるいは保護者として、次の世代を担う子どもたちに地域の自然の豊かさを伝えるとともに、学校教育、野外活動、地域のコミュニティ活動の中で豊かな自然体験や学習の機会づくりを担う役割が期待されている。

特に、高齢者には、社会において忘れ去られようとしている、人と自然とが共生していた姿や生活の様子、生物多様性にはぐくまれた伝統的な知識、文化、遊び、風習、技術を子どもたちなどに伝えることが期待され、また、定年退職などで職業を離れた中高年層については、定年帰農への参画や社会での豊かな経験、知識、技術を活かした活躍など生物多様性を保全する地域コミュニティの担い手として期待されている。

## (6) 生物多様性の保全の基本理念化

### ①環境基本法

環境基本法は、第2章「環境の保全に関する基本的施策」の冒頭に位置づけられた第14条で、次のように規定している。すなわち、「この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。」そして、その第2号に「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が

図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。」と掲げている。つまり、環境保全施策の方向性の柱の一つに、生物多様性を位置づけたのである。

## ②生物多様性基本法

生物多様性基本法の附則第2条は、政府を名宛人として次のとおり規定している。すなわち「この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、農地、湿原、干潟、河川、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と定められた。

この附則の規定が意味するのは、生物多様性の確保は環境保全施策の中だけで実現が図られるにとどまらず、生物多様性の保全に関わるすべての制度、法体系について、今後は検討が必要となり、生物多様性を確保するための法改正まで図られる、ということである（第5項で既述した諸法の改正は、この理念を先取りした法改正であったといえる）。つまり、生物多様性の保全とは、我が国の法制度において横断的に実現していくべき普遍的かつ基本的利益であることが、明文によっても定められたのである。

## (7) 生物多様性国家戦略2010

平成22年3月、生物多様性基本法第11条に基づき、生物多様性国家戦略2010が閣議決定された。同国家戦略には、生物多様性基本法が謳う生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた戦略、行動計画、政府の施策がまとめられており、「自然共生社会」の構築が目標として掲げられている。

## (8) まとめ

このように、今日、生物多様性が法律上の保護の対象である事実は、国際的にも国内的にも明白である。とりわけ我が国では、生物多様性基本法

が施行され、基本的施策が列記されたことにより、「生物多様性」は法律上保護された具体的な権利にすでに昇華したといえる。

## 7 北川湿地の生物多様性および当事者能力

### (1) 北川湿地の生態系

北川湿地の生態系の内容は訴状5頁第3項に示したとおりである。その特徴としては、神奈川県内の最大規模の平地性湿地であること、多様な貴重種・絶滅危惧種から構成されていること、首都近郊部にまとまった生態系を保持していること自体が稀有であることなどが挙げられる（甲第2号証26頁）。

また北川湿地は、隣接する小網代の森とは生態系が違い、それぞれが有する生物多様性は異なる。すなわち、小網代の森は土壌は湿潤であるが、下流部の平坦な場所は狭く、遷移が進んで乾燥気味である。谷底は礫が主体で日光不足から、岸には水中から葉や茎を空気中に伸ばす抽水植物はほとんど見られない。エビ類は豊富だがメダカは生息していない。これに対して北川湿地は、谷の底部は平坦で広くかつ湿潤で、天空が開けて明るいことが特徴である。谷底は泥が中心で岸には抽水植物が繁茂している。そしてメダカが生息している。そのため、北川湿地と小網代の森は、それぞれ違った環境の特性を有し、保全上はまったく別の地域として考える必要がある（甲第2号証27頁）。

このような北川湿地の特徴が着目された結果、ラムサールネットワーク日本（湿地保護の国際条約であるラムサール条約にもとづく考え方・方法により、湿地の保全・再生、賢明な利用を実現するために活動している NGO）が、韓国の NGO と共催した第5回日韓湿地 NGO フォーラムで、平成22年3月28日に共同声明が採択され、沖縄の泡瀬干潟や有明海の諫早湾と並んで北川湿地の重要性が認識され、日本全国の湿地環境保全のホットス



ポットのひとつとして認められた（甲第13号証）。

北川湿地の貴重な自然環境は、従前から自然環境の専門家や原告連絡会等が研究し、発表を重ねてきたところであるが（甲第2～6号証）、近時、新聞や雑誌等の各種メディアでも取り上げられるようになっている（甲第1、8～11、15、19号証）。

## （2）北川湿地の有する法律上保護される利益

北川湿地に見受けられる上記特徴は、生物多様性基本法が掲げる基本的施策と合致する。とりわけ重要なのは、北川湿地は、地域の生物多様性保全のまさに対象であること（施策①）、生物多様性に配慮した事業活動が促進されるべきであること（施策⑥）、その保全・利用に関しては、多様な主体の連携・協働、民意の反映及び自発的な活動を促進すべきであること（施策⑧）と謳われている点から、その生物多様性を捉える必要があることである。

すなわち、施策①については、北川湿地は三浦半島のみならず神奈川県内でも稀有な存在であることを尊重される必要がある。

施策⑥については、北川湿地の土地所有者が事業活動を行なうにあたっては、その生物多様性を配慮する義務を負っている。

施策⑧については、北川湿地を保全・利用するにあたっては、その土地所有者の独断で活動することが許されず、多様な主体の連携・協働、民意の反映が求められているという点を見逃してはならない。

とりわけ、施策⑥、⑧が法律上定められていることからすれば、本件において、北川湿地の土地所有者である被告が、所有権者であることを根拠に、独断で生物多様性を破壊することは、法の趣旨に明確に反するといわざるを得ない。所有権者であろうと、その「持続可能な利用」にあたっては、法の定めのとおり、生物多様性に及ぼす影響が回避されまたは最小となるよう、その恵沢を将来に渡って享受できるような方法で行なわなければ

ばならないのである。この点については、後に第10項以下で詳述する。

北川湿地は、上記のとおり貴重種等も含む豊かな湿地性の生物多様性を具現化している生態系であり、北川湿地にとって、その生物多様性を維持することそのものが、自己の存在意義そのものあり、法律上も保護されている利益である。

### (3) 北川湿地の当事者能力および訴訟能力

このように、北川湿地が有する生物多様性という価値は、我が国においてすでに法律上の利益となっていること自体は疑いがない。原告北川湿地は、多種多様な種、生態系からなる固有の存在であり、まさに生物多様性が息づいた存在である。民事訴訟法上の当事者能力は、民法その他の法令に従うと規定されているが（民事訴訟法第28条）、原告北川湿地は、その長年に渡る生成過程により貴重な生物多様性という価値を内在するに至り、多種多様な種、生態系を育みつつ自らが生ける存在である以上、私権を享有する主体であるといえるのである（民法第3条）。

ただし、北川湿地という生態系そのものが法廷で訴訟行為を行なうことは不可能である。そこで、その代弁者として、原告連絡会が原告北川湿地に代わりその利益を授権し、代弁して主張する。原告連絡会の代弁者としての資格は、原告北川湿地の自然を継続的に研究し、その生態系の保護活動に地域に密着してあたってきた事実により生じる原告北川湿地の後見人としての役割に由来するものである。原告北川湿地が自己に内在する生物多様性という法益の保護を訴えるには、自己を最もよく知り擁護する能力のある者に頼らざるを得ない。原告連絡会は、北川湿地の生物多様性を知りぬいている団体であるため、原告北川湿地の存在を守護する役割を担うことができる。

我が国の法制度上、訴訟能力の無い本人に代わって、本人の法的利益を保護する別の主体が訴訟追行することは、複数の仕組みにおいて認められ

ている。たとえば、未成年者に対する親権者や未成年後見人、成年被後見人に対する後見人、信託財産の保護のための受託者（信託法第26条）などである。これら同様、訴訟能力を欠いている原告北川湿地のために、原告連絡会が本人の権利擁護をすることは、生物多様性基本法第7条第2項に定められた原告連絡会の権利であり義務である。

自然物への権利の拡大は、上記 C・D・ストーンが体系化した権利拡大の延長線上に位置づけられるものであり、我が国においては、生物多様性基本法の制定がまさにその制度的根拠に外ならない。よって原告北川湿地は、原告連絡会に対し、黙示的に訴訟行為について授權することにより、自己の生物多様性という法益の確保を図るために、本件訴訟を適法に提起し得るのである。

## 8 原告連絡会の当事者能力

権利能力なき社団と云うるには、①団体としての組織をそなえ、②多数決の原理が行なわれ、③構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、④代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定していなければならないとされる（最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁）。

原告連絡会は、平成20年11月、①神奈川県で最大規模の湿地である北川の湿地を残すことと、②三戸の自然環境を適切に保全することを目的とする団体として、北川湿地の保全を求める地域住民、研究者、教師、学生等の個人が集まって結成された。その内部組織や意思決定は、訴状に添付した会則に定められているとおりである。すなわち、毎年1回定時総会が開かれ、総会の決議は出席会員の過半数で決せられる（第6条）。会員の入会脱会の定めがあり（第5条）、役員や事務局が存在する（第7条、第8条）。会計によって財産の管理がなされ（第9条）、会計報告も毎年なされている。

以上のとおり、原告連絡会は権利能力なき社団であることの要件をすべて満たした団体である。よって本訴を提起する当事者能力を有する。

## 9 生物多様性の破壊により侵害される権利および利益

原告連絡会および原告住民らが、本件事業を差し止める根拠に挙げる人格権、環境権、自然享有権および研究の権利について、詳述する。

### (1) 人格権

人格権は、生命・身体・精神の安全や自由を享受する権利であるとともに、豊かな自然環境の享受によって、精神の開放感など人間としての豊かさを受け取る権利でもある。これらの意味での人格権が、憲法第13条（幸福追求権）や憲法第25条（生存権）に基礎をおく具体的権利として法的保護を受けることは判例上確立されている。

原告らは、本件事業により生ずる、騒音、振動被害等の生活環境に関する人格権侵害のみならず、本件事業地である北川湿地が破壊されること自体により、その地域における文化的生存の基盤に関する人格権侵害をも被ることになる。また、北川湿地の貴重な自然に触れ合い、間近に居住することにより享受してきた精神的安らぎも失われる。

そこで、以下、北川湿地の生物多様性の破壊によってもたらされる原告連絡会および原告住民らに対する人格権侵害の内容について述べる。なお、本件事業に伴い生じる騒音や振動等、原告住民らの生活環境に関する現在の被害および将来の被害発生のおそれについての具体的内容は、項を改めて後に詳述する。

既述の生物多様性基本法は、その前文の第2文で、次のとおり規定する。

「人類は、生物の多様性のもたらす恵沢を享受することにより生存しており、生物の多様性は人類の存続の基盤となっている。」

ここでは、生物多様性は人間の生存にとって不可欠であることが表明され

ており、言い換えれば、人間はその生存のために、生物多様性がもたらす利益を享受する権利を有することが明確に謳われている。

また、同法の前文の第3文は次のように規定している。

「また、生物の多様性は、地域における固有の財産として地域独自の文化の多様性をも支えている。」

ここでは、①生物多様性はそれ自体、地域における財産的価値を有すること、そして、②地域固有の生物多様性が地域独自の文化の多様性の基盤となっていることが示されている。

これらの前文の規定を前提に、同法では基本原則、基本的施策が定められていることは、第6項で既に述べたとおりである。

以上を合わせ考えると、次のことが論理的に導かれる。すなわち、人間は生物多様性の存在無しには生存できず、その生物多様性がもたらす恵みを享受する権利を有する。とりわけ、地域固有の生物多様性は当該地域における固有の財産的価値を有し、当該地域に暮らす住民の生活の重要な基盤、文化の多様性の礎となっている。よって、およそ人間は生物多様性の侵害を拒む権利を有するが、中でも地域における生物多様性の侵害は、当該地域住民にとり、自己の生存の基盤や文化の多様性そのものを侵害することを意味するのであるから、自己の生存や文化の多様性を確保するために当該地域の生物多様性を保護し、侵害のおそれが生じた際にはそれを避けるべく、侵害行為の除去、差止めを求める権利を有するといえるのである。

これは、ともすれば抽象的権利に過ぎないと解されていた生物多様性に関する人格権が、生物多様性基本法の制度的担保を得ることで、個々の地域とそこに暮らす住民らとの関係性においては、当該地域の生物多様性は法的に保護されるべき具体的利益となることを意味するものである。同様の論理は、住民の景観利益を法的利益として認めた国立マンション事件に

において最高裁が示したところである（最判平成18年3月30日）。生物多様性は景観と同様、不特定多数の人の利益とも考えられるが、その価値が客観的に認められ、特定の地域においてその恵沢を日常的に享受している者が存在していれば、その者に対しては個別的利益として法的保護が与えられてしかるべきである。

よって、北川湿地の生物多様性の恵みを日常的に享受している原告連絡会および原告住民らは、その人格権侵害を事前に防止すべく本件事業の差止めを請求しうるのである。

## （2）環境権

人間には、自らを取り巻く環境を支配し、良好な環境を享受する権利があり、みだりに環境を汚染し、快適な生活を妨げ、あるいは妨げようとしている者に対しては、この権利に基づいて妨害の排除または妨害予防を請求できる。このような「環境権」の存在を文字通りに規定している条例としては、（i）神奈川県川崎市（平成3年制定）、（ii）徳島県木頭村（平成6年制定）、（iii）埼玉県上尾市（平成9年制定）、（iv）北海道千歳市（平成10年制定）、埼玉県北本市（平成10年制定）等の各自治体の条例があり、枚挙にいとまがない。そして、本件に直接適用される環境権の存在を示す法令等の規定としては、以下のものが存在する。

### ①環境基本法

「環境の恵沢の享受と継承等」について定めた環境基本法第3条は、「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことができないものである」として、環境保全を憲法第25条に基づく健康で文化的な生活をする権利の一内容と位置づけている。そして、基本理念にのっとりた環境保全のための国の責務（第6条）、地方公共団体の責務（第7条）、事業者の責務（第8条）を定め、国・地方公共団体に対し、環境の保全上の支障を防止するための規制措置や調

査実施の義務を課している（第21、28、36条）。

## ②神奈川県環境基本条例

県環境基本条例は、まずは県民が良好な環境の下で健康で安全かつ文化的な生活を営む権利を有するとともに、良好な環境を保全し将来の世代に引き継ぐ責務を担っていることを謳い（前文、第3条）、基本理念にのっとりた県の責務（第4条）、市町村の責務（第5条）、事業者の責務（第6条）を定めている。また、自然環境の保全に関する県の措置・施策義務（第16、17条）調査の実施（第22条）、財政上の措置の努力義務（第27条）も定めている。

## ③神奈川県環境基本計画

県環境基本条例を受けて定立された基本計画においては、施策の基本的な方向として、「生物多様性に配慮した自然環境の保全・再生と活用」（政策分野1のウ）、環境に配慮した県土利用と環境と共生するまちづくり」（政策分野2のウ）といったことが掲げられ、具体的な事業展開のプロジェクト10には「三浦半島のみどりの保全と活用」が挙げられている。

原告らは、北川湿地に立ち入ってその貴重種の調査研究を行ったり、近隣に居住したりすることによりその豊かな自然環境を享受し、この環境を守りたいと強く望んでいる者である。本件事業によって、北川湿地の有する良好な環境を享受する原告らの権利が侵害されるため、原告らは環境権に基づき本件事業の差止めを請求することができる。

## （3）自然享有権

自然享有権とは、国民が生命あるいは人間らしい生活を維持する為に不可欠な自然の恵沢を享受する権利である。環境基本法第3条は、上記（2）で引用した部分に続いて、「（環境の保全は）現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」

と定めている。これは、まさに将来の世代との関わりにおいて、自然環境を良好な状態で保全することが全ての国民の権利であり義務であることを明らかにしているものと解せられる。すなわち、自然の恵沢を享有する権利としての自然享有権の存在も明らかにしている。

そしてその具体的内容は、第10回生物多様性条約締約国会議に向けて我が国が表明したポスト2010年目標の中にも如実に表れており、自然享有権の実現を具体的に図るための施策が、国家の目標としても掲げられた。すなわち、2050年までの中長期目標としては、「人と自然の共生を世界中で広く実現させ、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、人類が享受する生態系サービスの恩恵を持続的に拡大させていく」ことが目標とされた。また2020年までの短期の目標としては「生物多様性の損失を止めるために、2020年までに、①生物多様性の状態を科学的知見に基づき地球規模で分析・把握する。生態系サービスの恩恵に対する理解を社会に浸透させる。②生物多様性の保全に向けた活動の拡大を図る。将来世代にわたる持続可能な利用の具体策を広く普及させる。人類活動の生物多様性への悪影響を減少させる手法を構築する。③生物多様性の主流化、多様な主体の参画を図り、各主体により新たな活動が実践される」とされた。さらに個別目標も列記されている。

原告らは北川湿地の豊かな自然環境を享受し、将来世代のためにもその自然の保護を求めてきた。本件事業は、これから詳述するように、この北川湿地の自然環境を破壊するものである。したがって、原告らは自然享有権をも根拠として、本件事業の差止めを求めるものである。

#### (4) 研究の権利

原告連絡会は、北川湿地の豊穡な自然の保護および調査研究を目的として活動する団体である。この原告連絡会の調査研究活動は、以下のとおり、法律上保護された利益である。



### ①文化財保護法

文化財保護法では、「我が国にとって学術上価値の高いもの」が天然記念物として指定されている。つまり天然記念物は学術的価値を内在しているがゆえに指定を受ける。これを裏返せば、指定を受けて特別な保護が図られている天然記念物を学術的に研究することは、法律により保護された市民にとっての利益といえるのである。

### ②種の保存法

平成4年に制定された絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（略称「種の保存法」）は、絶滅のおそれがあると判断された生物種を法で指定し、その保存を図ることが目的とされている。そのための手段として、特定の種を「希少野生動植物種」として指定し、個体の捕獲や取引等が制限され（第9条）、当該種の生息や生育に必要な地域を生息地等保護区として指定し、一定の行為が規制されている（第36条以下）。これまでのところ、野生動植物の81種が指定を受けている。

このように、同法は希少野生動植物種をその内在的価値がゆえに指定する。ゆえに指定を受けた種の生息地を把握し、それらの生態を調査研究することは、まさに同種の保護に直結する。調査研究活動なしには、同種の保全は不可能であり、法の期待する保護活動の基礎を形成するのが、専門家による調査研究活動である。よって当該調査研究能力を有した者による希少野生動植物種の研究活動は、まさに法律により保護された利益といえる。

### ③レッドデータブック

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある生物種をとりあげ、自然保護における優先順位を決定する手助けとなる種の分布や生息状況などをまとめた本であり、IUCN（国際自然保護連合）が昭和41年に初めてレッドリストとして作成した。「IUCNレッドリスト 2006」によると、脊

椎動物で 58,808 種、無脊椎動物で 1,190,200 種、植物で 287,655 種が指定されている。

我が国においても、環境省が脊椎動物、無脊椎動物、維管束植物、その他の植物についてのレッドリスト（レッドデータブックに揚げるべき日本の絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト）を作成・公表し、これを基にレッドデータブック（日本の絶滅のおそれのある野生生物の種についてそれらの生息状況等を取りまとめたもの）を発行している。また、各都道府県や日本哺乳類学会、日本鱗翅学会など学会も独自のレッドデータブックを作成している。

神奈川県においては、平成 7 年に神奈川県立生命の星・地球博物館により「神奈川県レッドデータ生物調査報告書」が作成された。絶滅の危機にある生物種の状況は常に変化しており、改訂作業が行われた現在の最新版は「神奈川県レッドデータ生物調査報告書 2006」である。

このように、絶滅の危機にある動植物の調査活動は、不断に実施することが欠かせない。

#### ④原告連絡会の研究活動

以上のような生物種の保護の仕組みを踏まえ、原告連絡会の活動内容を考察する。原告連絡会は、その調査研究活動の成果として、北川湿地の保全上重要な生物種リストを公表した（甲第 4 号証）。当該リストは、被告が公表した環境影響評価の結果には北川湿地以外の周辺地域に生息する生物種も含まれていたため、原告連絡会が、北川湿地に実際に生息する種はそのうちの 70 種であると指摘したうえで、さらに独自に調査を実施した結果、27 種の重要な生物種が追加的に北川湿地で発見され、合計 97 種が確認できたという報告である。たとえば、原告連絡会は北川湿地にフクロウのつがいが 3 組生息していることを突き止めた。フクロウは夜行性の動物であるが、原告連絡会の構成員が継続的に北川湿地での観察を続けるこ

とにより、その鳴き声のする場所から把握することができたのである。

また原告連絡会は、自らの調査活動により世界的に希少な鳥類であるオオセッカを三戸地域で発見し、オオセッカが北川湿地を越冬地として利用している可能性があることを報告した（甲第5号証）。オオセッカは、アシ原など湿地環境を好んで生息するスズメ目ウグイス科の小鳥で、日本にはわずか1000羽ほどしか生息していないと見積もられている。同種は、IUCNレッドデータブックでは絶滅危惧Ⅱ類、環境省のレッドデータブックでは絶滅危惧ⅠB類、そして種の保存法にも指定された種である。

このように、原告連絡会の調査研究活動により、貴重な生物種の発見が相次いでいる。原告連絡会にとってそれを可能ならしめたのは、原告連絡会構成員の学術者としての能力に加え、北川湿地の現地に繰り返し赴き継続的な調査を地道に積み重ねた賜物である。つまり、北川湿地に生息する貴重な動植物らは、広く市民一般にとっての公益としての存在だけにはとどまらない。科学的知見を有しかつ地域に密着している原告連絡会が、それらの動植物を継続して調査研究することにより、それらの生息状況が解明され、将来に向けた保全活動が可能になるのである。つまりこのような原告連絡会の研究活動なくしては、法律上の保護対象である北川湿地に生息する動植物の保全は、将来にわたって成り立たないのである。さらに原告連絡会は、北川湿地の調査研究および保全広報活動を促進させるために、エコパーク構想も有しており（甲第6号証）、周辺住民や観光客らもが貴重な動植物等からなる北川湿地の生物多様性を享受できるような活動も計画している。

以上のとおり、原告連絡会の研究活動は、地域の生物多様性の保全という法律上の利益の保護に直結する基礎的な活動であり、その保証なしに北川湿地の保全は図りがたい。よって原告連絡会が北川湿地を研究する権利は、上記の法律上保護された権利であるといえ、当該権利に基づき本件事

業の差止めを請求しうるのである。

## 10 土地所有権の公共の福祉による制約の法理

### (1) 土地所有権とは

被告は本件事業を、事業対象地の所有者として実施する。土地所有権は財産権の最たるものであり、我が国において憲法上保障された権利であることは言うまでもない（憲法第29条第1項）。と同時に、財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律で定められるものである（同条第2項）。そのため、被告の本件事業による本件事業地である北川湿地の利用方法が、今日の我が国の法律が定める公益に反しないかが問題となる。反する場合には、被告の行為は公共の福祉に適合せず、土地所有権の内在的制約に服することにより、本件事業の実施は許されないこととなる。

### (2) 従来土地所有権の制約手法

土地所有権は、これまでも自然環境の保護を目的として法律上の制約を課されてきた。代表的なものとして、自然環境保全法による自然環境保全地域の指定、自然公園法による自然公園の指定とその中におけるさらなる保護地域の区分けなどが挙げられる。このように、一定の区域を指定し、その区域内での一定の行為を規制する手法はゾーニングと呼ばれる。

ゾーニングの問題点は、保護地域に指定されても、規制の強度によっては自然環境の保全には不十分であること、そもそも保護地域に指定されなければ貴重な生物種がそこに生息していても保護されないことなどがある。具体的には、我が国では屋久島や白神山地等の原生林の特徴を色濃く残す森林等が保護地域として指定されることは進んだが、反面、里山や湿地など、生態系は豊かであっても人間の生活環境に近い地域の自然環境は、土地所有者による農業開発や宅地開発という私的利用の結果、根こそぎ破壊されることが長らく続いてきた。

### (3) 今日の土地所有権の制約手法

しかしながら近年、人々の生活に身近な場所でも、長年自然環境が保たれている場合には、地域独自の豊かな生物多様性がそこに育まれていることが認識されるようになった。そしてこれらのいわば生物的自然遺産は、人類にとってかけがえのない財産であることが理解されるようになった。そのような認識が地球規模で共通化したことにより、生物多様性条約が発効し、さらに我が国で生物多様性基本法が制定されそれに基づく具体的政策が策定された。よって生物多様性の利益は、ここに具体的な法益として今日結実するに至っている（第4項から前項を参照）。

したがって現在、土地所有者は、生物多様性を保全する仕方で土地を利用すべき義務を負うことになったといえる。そのためかつてのように、土地の内部の利用であっても、そこに存在する生態系の破壊を伴う形での自治はもはや認められない。カリフォルニア大学バークレイ校名誉教授のジョセフ・L・サックスは、「環境破壊と土地所有者の義務」と題した論文の最後を次のように締めくくっている。

「権利と責任の基準は、(中略) 次のことを保証する責任に基づくべきである。すなわち、人間による合理的な土地利用が、私たちの自然の遺産に対する損失を最小限にとどめるように行なわれることである。土地は公益信託財であり、土地所有者は地球の子孫のための受託者である。」(甲第37号証2頁)。

### (4) 本件事業地の利用に関する制約

被告による北川湿地を発生土処分場と化する土地利用方法は、北川湿地が有する生物多様性という法律上保護された利益に対する重大な侵害行為である。しかも後述のとおり、発生土処分場建設は被告の営利事業に過ぎず公共性が著しく乏しい。したがって、被告は本件事業地の土地所有者であっても、本件事業を実施することは公共の福祉に適合しないため、土地

所有権の内在的制約により許されない。

#### 1 1 土地所有権の濫用論 ～本件事業の不合理性および相当性の欠如

仮に、被告による本件事業の実施が、生物多様性の保護という公共の福祉に反するがゆえに、土地所有権の内在的制約により禁止されるとまでは直ちにいえないとしても、被告の本件事業の実施手続および事業内容は、以下述べるとおり不合理であり、かつ相当性を欠いたものである。これら特段の事情が存在することにより、本件における被告の土地所有権の行使は、濫用にあたる。よって、被告による権利行使は禁ぜられる。

##### (1) 環境影響評価等の手続上の瑕疵について

①被告は、概要、「環境に十分に配慮し（神奈川県環境影響評価条例の手続を適切に行い）、かつその環境影響評価にしたがって万全な対策（公害防止計画など）を行っているのであるから、原告らが主張する諸利益への侵害は認められない」と主張する（答弁書6頁以降、被告第1準備書面、被告第2準備書面12頁以降）。

しかし、被告は環境影響評価に際して、神奈川県により審査書（甲第1号証）を通じて環境保全対策の不備を多数指摘されたのに対し、適切な改善策を講じないまま評価書（乙第9号証）を作成、提出した。本件事業に関する被告の環境影響評価が適切ではないことは県のみならず誰が見ても明白である（内容の詳細は後述する）。つまり、被告は神奈川県環境影響評価条例の定める一連の手続を無視、潜脱したに等しい。

②また被告は後述するとおり、本件事業を三戸地区宅地開発区域における整備のための準備事業であると位置づけている。本件事業が宅地開発の関連事業であるとするれば、被告は都市計画法第29条に基づく神奈川県知事の開発許可を得た後に工事に着工する必要があるが、当該手続は履践されていない。よって、被告の認識にしたがえば、本件事業はそもそ

も違法な事業である。

(2) 「回避」「低減」措置の検討不足について

①被告は、環境保全対策の検討を、「回避」、「低減」、「代償」の3つの観点から行なったとするが、あくまで「対象事業を実施するうえで実行可能な内容の検討」しか行っていない（乙第9号証37頁）。つまり、本件事業を本件事業の実施区域で行なうことを前提とした検討しかしておらず、本件事業を北川湿地以外の場所で行なう可能性や、そもそも事業を見直すという「回避」の選択肢を考慮していない。

被告は、「本件事業は、土地利用計画のなかの三戸地区宅地開発区域として市街化区域における整備のための準備事業として行なうものであり、環境影響をなくすこと（「回避」措置）は困難である」と述べる（被告第2準備書面16頁）。しかしながら、根本的な問題として、被告のいう三浦市三戸・小網代地区の「土地利用計画」の存在自体が、以下のとおりそもそも不明確であることが挙げられる。

ア 被告は平成7年に神奈川県、三浦市および被告の三者の調整の結果5つの土地利用計画がなされた旨述べるが（被告第2準備書面3～4頁）、被告は原告からの再三の要求にも関わらず、当該土地利用計画の存在に関する証拠を一切提示していない。

イ 原告らが神奈川県および三浦市に対し、上記「5つの土地利用計画」に関する情報公開請求を行なったが、三者による合意文書は存在しなかった（甲第20号証）。

ウ 本件事業が三者の合意に基づくものであれば、神奈川県や三浦市の都市マスタープランに存在するはずであるが、存在していない。

エ 平成18年の三浦市議会において、当時の被告の地域開発本部長は、「宅地化は大変厳しい」との旨の発言をしていた（甲第20号証）。

オ 被告のいう「5つの土地利用計画」の一つである鉄道の延伸について

は、被告はすでに鉄道免許を返上しており、上記計画が達せられる見込みは失われている。

このように、本件事業に関し、被告、神奈川県、三浦市の三者による、本件事業を三戸地区の宅地開発の準備事業として位置づけているという合意が本当に存在するのかは、甚だ疑わしく、被告の上記主張には根拠が存在しない。

②次に被告は、「低減」措置が極めて困難であると判断した理由として、本件事業による盛土面積が半分以上減少してしまうことを挙げ、さらに「将来計画である土地区画整理事業における土地利用計画は、土地区画整理事業組合で決定することからも、保全エリアを確保しておくことができない」と述べる（被告第2準備書面16頁）。

しかしながらこれらの指摘は「低減」措置が困難であることの理由づけとしては不適切である。すなわち、被告は環境保全のために事業規模を縮小せざるを得なくなることをそもそも拒絶して、本件事業を環境保全の観点から見直す姿勢のないことを如実に示し、ひいては環境影響評価制度の意義を否定してしまっている。また、被告は自身が本件事業地の環境を保全したとしても、将来結成される土地区画整理事業組合が開発すると決定してしまえば意味がないとの旨を述べるが、本件事業地の土地所有者である被告は、将来の組合の主要な構成員となる主体であり、その意思決定に関与できないはずはない。また、被告の主張が宅地開発の土地利用計画が実際に発表された後の主張ならばいざ知らず、それ以前の現段階においてはむしろ、豊かな生物多様性からなる湿地生態系の存在する土地所有者である被告は、当該土地所有者の義務として、開発前の現況の生態系を保存すべき立場にあるといえる。被告のいう将来の土地利用計画は、当該生態系が保存されていればその存在を前提に策定されるはずであり、「低減」措置として担保性を欠くとはいえない。



なお被告は、「低減」措置の一つとして、三浦市三戸・小網代地区約160haの土地利用計画と考えれば、そのうち、小網代地区と蟹田沢ビオトープの合計約73haの緑地を残すことにより、約46%の「低減」措置が図られていると述べているが（被告第2準備書面15～16頁）、詭弁である。問題となっている環境影響評価の対象地域は本件事業に関する部分のみであり、被告のいう土地利用計画の全域ではない。本件事業の実施区域に限っていえば、全区域が発生土処分場となってしまうため、被告によりなされた低減措置は0%である。

③このように、被告の「回避」、「低減」についての検討は不十分と言わざるを得ない。被告にとっては、本件事業地である北川湿地を破壊して行なう本件事業を見直す選択肢はそもそもなかったかのようであり、被告はいわば結論ありきの環境影響評価しかしていない。その結果被告は、環境保全対策の「代償」措置として蟹田沢ビオトープの設置を検討しているが、以下の点で代替措置としても極めて不十分である。

### (3) 「代償」措置の不適切性

#### i 代償措置実施手続きの不備

代償（ミティゲーション）とは、開発行為に伴って生じうる自然環境、生態系へのマイナス影響を各種の方法によって回避・緩和する行為を広く指す。開発事業者は、事業に伴う自然環境に対する影響を事前に評価したうえで、①回避、②最小化、③修復・再生、④軽減、⑤代償という方法によりマイナス影響を緩和しなければならないが、開発場所に存在しうる野生動植物とこれを支えている自然のメカニズムは、容易に移設・再生できるものではないため、安易に代償措置が選択されるべきではないとされている（甲第39号証）。

代償措置を実施する順序としては、

①失う環境と同等の規模の代償地を選定し

②失う環境と同等の環境の質を確保し

③代償の事後評価を実施後に環境破壊事業を着手する

こととなるが、本件事業ではこれらの手順が全く無視されており、保全生態学的観点のない無謀な事業計画であると言わざるを得ない。

ii 蟹田沢ビオトープ等への移植の不適切性

ア 移植先生態系の破壊について

蟹田沢ビオトープの緑地は、かつて行なわれた農地造成事業の自然環境保全エリアとして残された区域である。つまり、農地造成では北川のうち海に近い下流域が埋め立てられたが、その代償措置として確保されたのが蟹田沢であった。よって、蟹田沢の自然もそれ自体が一つの生態系をなしており、保護すべき対象である。

そのため、蟹田沢の地形や水流を改編し、植栽を一部伐採し一部植え付け、そのうえで北川湿地の植生を移植するという行為により、蟹田沢に既存の生態系もはたして維持できるのか、自然環境の共存は可能なのかが課題となる。実際には、被告自身が懸念しているとおおり、ビオトープの創出により二重に生態系を破壊することになるであろう（乙第9号証48頁）。

小網代の森についても同様である。小網代の森は小網代近郊緑地保全区域として整備された区域であり、小網代の森自体の自然環境を保全することが求められている。よって北川湿地のラン類等を移植することは、小網代の森の従前からの生態系を維持するという観点からは、望ましいこととはいえない。

イ 水量、水質

被告自身が指摘するように、ビオトープへの移植が成功するかどうかは、北川と同様の水量を蟹田沢でも確保できるかどうか大きく依存している。現在、蟹田沢の水流は造成法面の暗渠を介しての地下水に依拠している。現状でも北川よりも水量は少ないが、これらは農地造成地からの浸み出し

水であるため、被告自身が再三指摘する将来の土地区画整備事業が進めば、さらに供給量が少なくなる蓋然性は高いと言わざるを得ない。

また、この水は造成農地から流出する肥料と農薬を大量に含む水系であるため、北川の水質とは質的にも異なっている。

#### ウ 地勢

蟹田沢は、「海風の影響を受けやすく、海産の生物の影響も強い」（乙第9号証43頁）。他方、北川湿地は周囲を数十メートルの斜面で囲まれた地形であり、淡水が保たれた環境のため湿地生態系が育まれてきた。この地勢の違いにより、それぞれの土地の生態系は異なる。第7項（1）で既述したが、そのほか具体的には、北川湿地は22haを占めヨシ・ガマ・ミゾソバ・セリが優占する群落を有する湿潤な湿地で、北川は湿地内を緩やかに蛇行し、海風が直接湿地に影響しないという特徴がある。それに対して、蟹田沢は面積3haと狭小で、セイタカアワダチソウ・カサスゲ・ヨシが優占する乾燥気味の湿地である。谷が海に向かって開き、風が直接影響するため、チャイロカワモズクをはじめとする淡水への依存度が高い種には生息不可能であると推測される。

このように、規模と本来の生態系が全く異なるため、蟹田沢では北川湿地の湿地生態系を成立させるのは困難であり、その代償地としては不適である。

#### エ 都市計画道路西海岸線の建設予定

被告は、蟹田沢ビオトープを整備することにより、「小網代の森との連続性が確保される」と繰り返し述べている。しかし、この語彙の意味することは不明確である。もし、被告が真に三戸・小網代地区の「全体として多様性のある生態系を確保」したいのであれば、北川湿地を発生土処分場と化さずに保存することが最善の策であることは言うまでもない。

そして、被告のいう「小網代の森との連続性」は、将来に渡って確保さ

れる見込みが無いことが極めて重大な問題点である。すなわち、蟹田沢左岸（谷戸の小網代側の斜面）は自然環境保全エリアではなく、被告以外の者の私有地で（乙第9号証72頁）、そこには都市計画道路西海岸線という道路の建設が予定されている。平成22年7月12日の神奈川県による「第39回小網代の森保全対策協議会 次第」（甲第41号証）によれば、近郊緑地保全区域である小網代の森と蟹田沢が施設整備構想の上で分断されている事実がある。同「次第」に記載されているとおり、黒線内が小網代の森で、その左側（西側）に隣接するのが蟹田沢だが、自然を守るための整備を行なうのは赤線内のみとされている。つまり小網代の森のうちの蟹田沢と隣接する部分（赤線外の黒線部分）、すなわち蟹田沢ビオトープの谷戸を挟んだ反対側の斜面は、将来道路となって緑地が失われることが予定されているため、森は保存されない。また道路建設により蟹田沢ビオトープ自体の日照にも影響が生じると当然予想される。このような道路建設の影響により、蟹田沢ビオトープが小網代の森と分断されることは必至である。

なお被告は、農地造成地側の法面については常緑樹林化すると述べているが、現時点では当該法面の森林化はまったく進んでいない。被告は随所で安易に緑化する、木陰を創出する、水流を確保する等と述べるが、自然環境の改変は言うは易くとも行ない難い。農地造成地側の法面が未だに草むらでしかないことは、動植物の移植を実施し、それらを定着させることは実際には非常に困難であることを物語っている（後述の移植失敗例も参照）。

### iii 移植手続の不備について

被告は、事業の進捗に合わせて移植作業は行なうとしているが（乙第9号証49頁）、当初予定よりも短期間のうちに湿地面の埋立てを実施したため、実際に効果のある移植が行なわれたのかは甚だ疑問である。被告は「意見書に対する見解書」83頁において（甲第18号証）、「工事は北川の下

流域から着工し、上流域の谷戸の環境は工程計画から見ても着手後2年程度は保全されることになり、実施区域に生息する動物が工事により移動する期間や繁殖期の確保が出来るよう可能な限り配慮いたします」と記述していたが、これに反し、北川湿地はその最上流部の谷戸底まで着手後1年間で埋められていたことが、平成22年8月25日の進行協議期日で明らかとなった。また、「下流側から順次埋立を行っていく」と述べていたが実際には、全面を平均的に埋立てていた。動植物を移植し、それらが定着したか否かを確認するためには、少なくとも1年を要する。なぜなら、カエル類やチャイロカワモズクなどは特定の季節にしか定着が確認できないためである。北川湿地は事業着手から1年間のうちに埋められてしまったため、移植先への定着が成功していたか否か、確認がとれていない。もし定着できていなかった場合には、それらの動植物は消滅してしまったことになる。

移植の実情は、甲第33号証「(仮称)三浦市三戸地区発生土処分場建設事業事後調査報告書(第1回)」に表れている。一例としてカエル類の移植を見ると、704個体のアズマヒキガエルを移植したようだが成体でないため春季の繁殖期に定着の確認ができていない。ニホンアカガエルについては、1個体のみ移植している。本年度早春季調査では産卵が確認できず移植できなかったとされている。これは、本件事業着工時に適切な移植計画ができていなかった証拠であり、「移植できると思ったがカエルはすでにいなくなっていた」ことを示している。1個体のみ移植では当然、繁殖は望めない。シュレーゲルアオガエルについては幼生9個体、つまりオタマジャクシを9匹だけ移植したわけであり、食物連鎖により捕食される危険を考えるとどこまで定着できるか甚だ疑問な数であることは明らかである。したがって、カエル類は移植の時点で既に失敗と評価することができる。このカエル類の例でも明らかのように、定着が見られるかどうかは甚

だ疑問であり、見られなかった時の対策については言及がないことは非常に問題である（甲第20号証）。

また、本件事業地の外に一時的な生物の移植先として「一時ストックエリア」を設け、工事着手後も保全対象種の生息場所となり、蟹田沢ビオトープへの補充のための移植を可能とするとある（乙第9号証64頁）。しかしながら一時ストックエリアは、本件事業実施区域外であるものの被告の主張する将来の土地区画整理事業予定区域内であるため、被告としては将来に渡り長期的に同エリアを保全する意思が無いことは明らかであり、生物の移植先としては不適切である。

さらに、上記進行協議期日の際に、本来ならば浅い水たまりとなっているべき一時ストックエリアは深い池のようになっており、保全対象種であるハンゲショウ群落は茎頂まで完全に水没していたことが確認された。また、水面には油も浮いていることが確認された。湿地生態系に必須の水位維持機能、水質管理機能が一時ストックエリアでは失われており、被告による段階的な移植は失敗していると言わざるを得ない。

小網代の森への希少植物の移植もなされていない。平成22年7月16日に三浦市初声市民センターで行なわれた「小網代の森の保全に関する説明会」では、神奈川県環境農政局水・緑部自然環境保全課担当者は、北川湿地から小網代の森へは植物を移していない旨を明言した（甲第20、21号証）。

#### iv 過去の移植失敗例

加えて、被告は、蟹田沢ビオトープを、YRP水辺公園における実績を参考に整備したと主張する（被告第2準備書面18頁以降）が、そもそもYRP水辺公園における人工湿地の再生は、環境保全対策としては失敗している。

YRP水辺公園は、被告が事業者であった横須賀リサーチパーク計画基

盤整備事業に伴い、谷戸の埋め立て等の代償措置として、整備された代替地である。当該事業でも神奈川県環境影響評価条例に基づき環境影響評価が実施された。被告が県に提出した評価書案に対し、県は、環境影響評価審査書において、次のような指摘を行なった（甲第28号証）。まず総括事項の中で、

「実施区域には多様な自然環境が残っているため、豊かな生態系が維持されており、トウキョウサンショウウオやゲンジボタルなど、近年減少傾向にある両生類や昆虫類が生息していることや、サシバ等の猛禽類の生息域となっていることが確認されている。また、みどり豊かな実施区域は、住宅地等都市的な土地利用がなされている隣接地の住民にとって、身近な自然とのふれあいの場として、さらに地域の景観を構成する要素として、重要な役割を担っているといえる。」

「本件事業は、このような自然環境の中で、規模の大きな土地の形状の変更を行うものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、多様な自然環境の創出についてである。予測評価書案によると、本件事業は谷を埋め立てた後に、池や湿地等からなる水辺公園を整備し、野鳥、昆虫、その他動植物の生息する自然性豊かな環境を創出するとしているが、実施区域は、豊かな生態系を維持している地域であるため、事業実施に当たっては、現在の自然状態を極力残すことを基本としながら、可能な限り多様な自然環境を創出する必要がある。」

と指摘した。そして個別事項の中で、

#### 「5 動物

予測評価書案によれば、実施区域は樹林地、湿地、せせらぎ等多様な自然環境を有しており、とりわけ実施区域中央部に位置する谷は、貴重種であるトウキョウサンショウウオや重要種であるゲンジボタルが生息

する等、多種類の動物が生息している。したがって、本件事業の実施に当たっては、トウキョウサンショウウオをはじめとする多種類の動物に配慮して、次の点について検討すること。

#### (1)水辺公園の整備について

造成計画によると、実施区域中央部に位置する谷は盛土されるため、トウキョウサンショウウオ等の生息環境が失われることとなる。このため、これら動物の生息環境の復元対策として、保存する緑地内に、池や湿地等からなる水辺公園を整備し自然性豊かな環境の創出を図るとしている。しかしながら、多様な自然環境の復元には、技術的な困難が伴うため、十分な調査や専門知識に基づく綿密な計画を策定すること。

また、創出された生息環境を将来にわたって維持・管理することが極めて重要であるため、その方策についても十分検討すること。

#### (2)トウキョウサンショウウオの保全について

予測評価書案によれば、トウキョウサンショウウオ等については、造成工事実施前に、卵塊等を一時的に実施区域及びその周辺の生息適地に移殖し、造成後は水辺公園に移すことにより、その種の保全を図っている。しかしながら、トウキョウサンショウウオの移殖については事例が少なく、実績も乏しいため、十分調査、研究し、その保全に最大限努力すること。」

と指摘した。以上のような県の審査に対し、被告は評価書（甲第27号証）において次のように表明した。

#### 「1.多様な自然環境の創出

事業の必要性等から多様性に富む谷部については、保全することはできないが、実施区域中央部に水辺公園を作り、周辺の自然緑地とあわせ、現況の谷部の自然環境をできるだけ再現する計画としている。しかしながら、実施区域の自然環境を踏まえて、より多様性のある自然環境を創



出するため、次の点について計画を変更する

①. 造成工事の実施手順

造成工事の実施手順を変更し、本格的な造成工事の着手前にトウキョウサンショウオ等が生息できる環境を創出する。

②. 水辺公園の整備方法

水辺公園の池の区分、せせらぎの数、散策園路の配置等を変更し、より多様性のある生息環境の創出及び復元の迅速化を図る。

③. 水辺公園の管理方法

水辺公園の造成段階からの専門的な管理や、公園の一部開放制限等、よりきめ細かな管理、運営方法を導入し、水辺公園をより多様性のある生息環境とする。」

「聖なる池」については次のように記載した。

「最奥部の池から、3本のせせらぎが流れるようにし、そのうち北側山裾のせせらぎには、清流と落葉によりカワニナとゲンジボタルの幼生が生息できるようにする。また、3本のせせらぎに隣接する地帯には、複数の小さい池、湿地を設ける。これらの小さい池や湿地はヘイケボタル、トンボ及びトウキョウサンショウオ等の生息の場とする。」

トウキョウサンショウオの再生方法についての記載は次のとおりである。

「土工事に先立って、杉釜地区から移した湿地土を利用して、あらかじめ小さい池を作って環境を整え、トウキョウサンショウオの卵塊をそこへ移して、環境になじませる。飼育監視も行ないつつ定着を図る。」

ゲンジボタルの再生方法の記載は、次のとおりである。

「岩戸川等に一時的に仮置したカワニナやホタルの幼虫を工事に先立って整備する「聖なる池」のせせらぎに戻す。すなわち、早い段階からカワニナ及びゲンジボタルの幼虫をせせらぎに移し、その環境になじむよう、環境の再生を行う。」

と表明した。

以上のように被告は、予測評価書に貴重な生物種の移植計画を示していた。しかしながら、原告連絡会が確認したY R P水辺公園の現状は次のとおりである。まずトウキョウサンショウウオは、Y R P水辺公園の管理を横須賀市に移管後、市民団体が別の場所から個体供給を繰り返して維持されている。ゲンジボタルは市民団体が継続的に幼虫を放流しているようであるが、個体群はほとんど再生できていない。また、アメリカザリガニ、ブラックバス、アカミミガメが非常に多く、駆除を繰り返している。その他の在来生物（フナ類やイシガメ）は静岡県等から持ち込んでおり、事業実施前に生息していた当時の地域個体群は保全されなかった。つまり、県の審査書には「実施区域は、豊かな生態系を維持している地域であるため、事業実施に当たっては、現在の自然状態を極力残すことを基本としながら、可能な限り多様な自然を創出する必要がある」と指摘されながらも、重要種であるトウキョウサンショウウオやホタル類の保全もままならない状況であり、環境保全対策としては失敗と評価されるべきものである（甲第20号証）。

また、佐島の丘開発事業においても、県の環境影響評価審査会によりイタチやノスリの重要性が指摘されていたが（甲第30号証）、事後調査報告書（第1回）（甲第31号証）にも最新版の事後調査報告書（第9回）（甲第32号証）にも、イタチやノスリの記述はない。ヘイケボタルについては、人工飼育した幼虫の放流をくり返し、わずかな成虫の確認をしている状況で、ヘイケボタルの生息環境が復元され維持されているとは言い難い状況にある。つまり、ここでも環境保全対策は確実に失敗しているどころか、イタチやノスリのように県の審査会が指摘した種について事後調査さえされていない。佐島の丘のビオトープは完全に「池」と「水路」であり、当時存在していたような谷戸の湿地のような環境は復元されていないのは

誰の目にも明らかである（甲第20号証）。

以上のとおり、被告がかつて別件事業の代償措置として整備したYRP水辺公園等の環境は、貴重な生物が自律して生育し続ける固有の生態系として維持されているとはいえず、従前あった湿地の生物多様性を人工的に再生させることには成功していない。

したがって、YRP水辺公園等を、北川湿地の代償措置の参考にするとは誤りである。

v その他の代償措置の不備

被告は、盛土により発生する法面や平坦地に、可能な限り在来種を用いて草本類の種子を吹き付けるとあるが（乙第9号証24頁）、そのような緑化行為は、北川湿地に自生していた種を用いるのでない限り、生態系の攪乱を生じさせるため、不適切である。

(4) 本件事業の公共性の欠如

本件事業は被告が営利目的で自己の所有地に神奈川県内の発生土を埋め立てる事業であり、それ自体に公共性はない。また現在の経済情勢、公共投資、企業投資に照らすと、発生土の量は減少傾向にあるため、本件事業が当初の予定どおり事業開始後7年半で完了する保証はなく（甲第34号証3～5頁）、果たして事業が完成するのか不明である。

被告は、「本件事業は、土地利用計画のなかの三戸地区宅地開発区域として市街化区域における整備のための準備事業として行なうものである」と述べるが（被告第2準備書面16頁）、三浦市三戸・小網代地区の「土地利用計画」の存在自体が疑われていることは、第11項（2）で前述したとおりである。

結局、北川湿地を埋め立てられるかどうかは見通しが経たず、埋められたとしてもその後の宅地開発は、現在の社会経済状況からして実際には困難である。つまり、被告のいう宅地供給の前提事業だという本件事業の位

置づけは、仮定に仮定を重ねた実現可能性の低いものであるといわざるをえない。したがって、本件事業に公共性は見出せない。

#### (5) 住民に対する説明の不備

原告らがこれまで、被告に対し、本件事業に関する説明や話し合いの場をたびたび求めてきたが拒絶されてきた経緯は、訴状15、16頁記載のとおりである。

その後も被告は事業説明会を積極的に開くことはなく、開催したとしても一方的な報告に終始するものであった。たとえば、平成22年10月16日に三戸地域の町内会館である引橋会館で開催された説明会では、被告は工事の工法については説明するものの、住民らがもっとも懸念している搬入土砂の由来には回答せず、事業が計画通りに終了する見込みがあるかについても不明瞭な回答に終始し、さらには説明会の議事録を欠席者のために回覧することさえ留保した（甲第22号証第6項、24号証第4項、甲第34号証）。

また、現に工事が行なわれている際に、その内容や進捗について住民が説明を求めても被告は回答をしていない。平成22年7月19日に、原告下社学が被告の担当課長と電話した際、原告下社学は設置された鉄の柵の効果や工事の進捗を尋ねたところ、原告から問い合わせ内容の回答を得ることはできなかった（甲第35号証）。

このように、説明会等の機会において、被告は「報告」をすることはあっても、住民の理解を得るための「説明」や、質問に対する「回答」には、応じることができていない。そのため、本件事業が進展すればするほど、住民ら健康に対する不安感や、被告に対する不信の念が増している状況にある。

#### (6) まとめ

以上のとおり、被告は本件事業を法令が定める手続に則って行なってお

らず、環境影響評価については「回避」「低減」措置の現実的な可能性を検討しておらず、安易に選択した「代償」措置についても、北川湿地の生物多様性の保全に資する内容とはなっていない。被告による動植物種の移植計画、実施内容は非常に杜撰であり、蟹田沢ビオトープにおいて北川湿地の生物多様性が再現される可能性は極めて低い。

また、そもそも被告による本件事業には公共的価値が認められないのに加え、その実施にあたっては、住民の理解、協力を得ようとする態度に欠け、住民の不安および不信を増長させている。

このように、被告が自己の所有地内で行なう本件事業は、単なる土地の改変にとどまらず、生物多様性等の法律上保護されている権利を重大に侵害し、近隣の土地所有者でもある住民の理解を得ていないうえに、遵法精神にも欠いた行為であると言わざるを得ない。よって土地の所有者による当該態様の権利行使は、たとえ自己の所有地内部の行為であっても許容されてはならない。したがって被告の本件事業の実施は、土地所有権の濫用にあたり、差し止められなければならない。

## 1.2 受忍限度論

これまでに述べてきたとおり、被告による本件事業は、原告らの自然の権利、人格権、環境権、自然享有権等、他との比較衡量が許されない絶対的な保護の対象となる諸権利の侵害であるため、侵害の有無がすなわち差止めの基準となる。そのため、受忍限度論の介在する余地はない（訴状11頁）。土地所有権の内在的制約に基づく差止めの場合も、同様である。

土地所有権の濫用法理については、前項のとおり、本件においては被告の権利行使に際し特段の事情が存在するがゆえに、権利の濫用と評価しうる。

そしてこれら特段の事情は、仮に原告らの主張する権利が比較衡量の対象となる「利益」であると考えた場合には、それらに対する侵害が受忍限度を

を超えているかを判断する際の考慮要素に該当する。すなわち、前述の特段の事情や訴状12頁以下の各要素が存在することを前提とすると、被告による本件事業によって、原告らの利益が侵害され、その違法性の程度は受忍限度を明らかに超えているといえる。よって、原告らは不法行為に基づく本件事業の差止めも請求しうる。

### 1.3 訴えの利益の存在 ～生物多様性の回復可能性

北川湿地の生態系は、原生林ではなく元々人の手が加わって育まれたものである。すなわち、北川湿地は、昭和30年代まで水耕がなされた後に放棄され、結果的に湿地性生態系として豊かな生物多様性を発展させたという歴史がある。そのため、湿地面を盛土で埋めることにより一旦その生態系を破壊したとしても、谷戸の地形が現存している限り、水流はいずれ現れその後再び枯れることもない。つまり、北川湿地自身が有する自己回復力によって、二、三十年の後には従前のような湿地性の生物多様性が蘇る蓋然性は高い。

したがって、本件事業を差し止めさえすれば、元の貴重な生物多様性を有する湿地生態系の回復につなげることができるのである。

よって、一旦湿地面が失われてしまった現在でもなお、本件事業の差止めを求める訴えの利益は存在する。

### 1.4 住民の人格権侵害 ～平穏な生活を営む権利

#### (1) 被告が工事に着手した後に発生している被害について

被告は、原告住民らに対する大気汚染・粉塵・騒音・振動等の各防止策についてその計画と一応の根拠を挙げて、あたかも原告住民らが当然に受忍できる限度で工事を実施しているかのような主張をしている。

しかし、本件工事が行われている現場にまさに隣接した土地に居住している原告住民らは、本件工事が開始されてから後、被告が主張するような

各防止策が奏功しているとは思えない影響を実感し、以下の通り工事開始前とは異なる生活環境の変化について日々不安に陥りながら生活を続けている状況である。

本年6月頃より原告住民らの眼下に広がる北川湿地外縁部を形成していた森林の伐採が始まった（甲第36号証の写真②ないし⑤）。その後はチェーンソーによる伐採音が鳴り響き（甲第36号証の写真③ないし⑤）、次いでバックホー等の重機が目の前で工事を行うようになった（甲第36号証の写真⑥以下）。

i 振動について

工事は日曜日を除く毎日、朝8時過ぎから午後5時前後まで断続的に行われている状況であり（甲第22号証ないし甲第26号証の原告住民ら各陳述書）、特に重機稼働場所に近い原告■■■夫妻及び同■■■夫妻の家は地震かと思うような振動や微振動が継続している状況である（甲第26号証原告■■■■の陳述書2ページ、甲第23号証原告■■■■の陳述書2ページないし3ページ）。

原告■■■夫妻宅では、一応被告による振動測定らしき行為が行われたようであるが（甲第26号証■■■■の陳述書）、わずか一日だけの、しかも数分程度の測定で振動被害の全てを把握することなど出来るわけもなく、被告の対応はかえって原告住民らの不安を増長させただけである。

ii 騒音について

工事継続中は常時重機の作業音が聞こえている状況の為、原告住民らは秋風が吹くようになった10月になっても風通しに窓を開放しておくことも出来ず、クーラーを作動させて室温調整を図りながら生活している（甲第23号証原告■■■■の陳述書、甲第25号証原告■■■■の陳述書、甲第26号証原告■■■■の陳述書）。

ある一時点での騒音の最大値だけ測定すれば、それは一般的に受忍でき

るとされる数値に止まったとしても、重機の作業音のように自然な生活音ではない音が日中は常時鳴り続けていること自体も騒音被害と言うべきである。

iii 粉塵について

本件工事に着手して程なく、原告住民らの眼下に広がっていた北川湿地外縁部の森林が伐採され、海から谷戸底を経由して土埃を含む風が吹きつけるようになったことが原因だと推測されるが、原告住民らのベランダや室内には工事前には見られなかった土埃が付着するようになり、テラスの欄干には潮風を直接受けたためか白く潮を吹くような跡が残るようになった（甲第26号証原告■■■■の陳述書2ページ、甲第23号証■■■■の陳述書3ページ）。

原告■■らの自宅前で行われている重機の作業では、白い粉塵が舞い上がっていることもはっきりと確認できる（甲第36号証の写真⑮）。

被告は、粉塵等を防止するために原告住民らの眼下に金属板によるフェンスを構築して粉塵の飛散を防止する措置を取ったと主張するのであれば、この程度の措置では舞い上がった粉塵に対して何らの防止策にならないことは明らかである。

iv その他

本件工事着手後、被告は残土を運搬するダンプの搬送路に交通整理員を配置することを事故防止策として掲げているが、既に不在のまま搬出作業が行われている日も確認している（甲第25号証齋藤勝の陳述書3ページ）。被告は交通整理員を配置して安全性の向上に努めると主張しているが、これでは人身事故を含む交通事故がいつ発生するか、特に幼少の子どもを抱える住民らにとって不安が尽きることは無い。

(2) 原告住民らに対する人格権侵害

訴状にて主張したとおり、原告住民らは人格権の一種として平穏な生活



を営む権利を有している（最高裁平成5年2月25日判決、大阪高裁平成5年3月25日判決等）。

そして、原告住民らは、各自作成の陳述書（甲第22号証ないし甲第26号証原告住民らの陳述書）から明らかなように、まさに北川湿地に面した平穏な生活環境を求めてこの地に居住するようになった者たちであり、本件事業が開始される前までは良好かつ平穏な生活環境に満足した生活を送っていた。

ところが、本件事業が開始されるや否や、上述の通り日々重機による工事が眼前で行われ、その騒音や振動が常時継続している状態にあることが明らかとなった。

被告による本件事業は、原告住民らがこの地で平穏な生活を営む権利を一方的に奪い去ったのであり、その人格権を侵害したことは明らかである。

## 15 おわりに

以上のとおり、我が国において今日、生物多様性が法律上保護される利益であることは明らかである。そして原告北川湿地は、多種多様な生命体で構成された生物多様性を体現する生態系である。よって、北川湿地は、自己を発生土で埋没されることなく生物多様性を将来に渡り保全していくために、訴訟において自己の利益の実現を求めることができるのである。したがって自然の権利に基づき本件事業の差止めを求める。

また、原告連絡会も、北川湿地の生物多様性を保護する主体であり、保護活動の対象、活動自体が法律上保護された利益であるため、自己の名においてその実現を訴訟の場において訴えることができるといえる。

原告連絡会および原告住民らが保護を求める北川湿地の生物多様性は、原告ら自身の生存に不可欠な法律上保護された利益である。したがって、原告らは、自己の生存基盤を確保するため、また良好な自然を享受するため等の

理由により、その侵害行為である本件事業について、人格権、環境権、自然享有権および研究の権利に基づき差止めを求めることができる。

上述のとおり、本件事業は北川湿地の生物多様性という公共の福祉に反し、土地所有権の内在的制約に反する土地の利用方法にあたるため、被告は本件事業地において生物多様性を破壊する方法により権利を行使することができない。また、本件事業の環境保全対策が極めて杜撰であり、住民ら隣地土地所有者の理解を得ておらず、手続上の違法性も帯びている等の特段の事情が存在するため、本件事業の実施は所有権の濫用にあたる。よって原告らは被告の所有権の内在的制約または濫用を理由として、本件事業の差止めを請求できる。

さらに、上記特段の事情等の諸要素を考慮すると、本件事業は原告らの受忍限度を超える違法な行為であるとも解されるため、原告らは不法行為に基づく差止めを請求することもできる。

そして原告住民らは、本件事業により生じる振動、騒音、粉塵等により生活が脅かされ、平穏な生活を営む権利が侵害されている。よって人格権に基づき本件事業の差止めを請求することができる。

以上